

○北信保健衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

(平成 13 年 3 月 30 日 規則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北信保健衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 13 年北信保健衛生施設組合条例第 1 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告書の縦覧時間等)

第 2 条 条例第 4 条に規定する報告書の縦覧場所において縦覧することができる時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、組合長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 条例第 4 条に規定する報告書を縦覧に供する期間のうち、次に掲げる日は縦覧をすることができない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(縦覧の手続)

第 3 条 条例第 5 条の規定による報告書を縦覧しようとする者（以下この条及び次条において「縦覧者」という。）の手続は、備付けの縦覧簿に縦覧者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）を記入するものとする。

(縦覧者の遵守事項)

第 4 条 条例第 5 条の規定による遵守事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があつた場合には、それに従うこと。

(意見書)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する意見書は、生活環境影響調査結果等に関する意見書（別記様式）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

生活環境影響調査結果等に関する意見書

年 月 日

北信保健衛生施設組合長 殿

住 所

氏 名

北信保健衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等に関し、下記のとおり意見書を提出します。

記

施設 の 名 称	
利害関係の内容	
生活環境の保全 上の見地からの 意見	